

令和 8 年度

富士見市立鶴瀬小学校 いじめ防止基本方針



令和 7 年 3 月改訂

第1 いじめの防止等の基本理念

いじめは、どの児童、どの学校にも起こりうるもので、全ての児童に係る問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように対策を講じなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように育まなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第2 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法 第4条)

第3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

いじめの態様

- 1 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 5 金品をたかられる
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 8 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(文部科学省：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

いじめの解消

○「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この「相当の期間」とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

第4 いじめの防止等のための基本的方針及び取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための対策に関する基本的な方針を定める。

（いじめ防止対策推進法 第13条）

（1）いじめの防止に関する取組

ア 道徳教育の充実【第15条第1項】

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない・許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」「心づかい」「やさしさ」に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

イ 体験活動の充実【第15条第1項】

- ・子どもたちが、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得させる体験活動を実施する。
- ・福祉体験や国際交流体験やボランティア体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

ウ 児童生徒が主体的に行う活動・支援【第15条第2項】

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

エ 保護者及び地域住民等との連携【第15条第2項】

- ・授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、啓発を行う。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネットを使用する時のルールやモラルについての啓発活動として高学年、保護者対象の研修や講演会を実施し、ネットいじめの予防を図る。

オ 計画的な教職員の研修の実施【第18条第2項】

- ・年間計画に基づく定期的な事例研修会を実施する
- ・カウンセリングマインド研修を実施し、カウンセリング技量の向上を図る。

カ インターネットによるいじめ対応について【第19条第1項】

- ・ネット使用のルールや約束について、講習会や授業を行い正しい使用の仕方を学ぶ。(教師・児童・保護者対象の研修会実施)
- ・子どもとの信頼関係を築き、日々の観察や生活ノート等で早期発見・早期対応に努める。

(2) いじめの早期発見に関する取組

キ 定期的な調査等について【第16条第1項】

- ・いじめ実態調査アンケートは発見の手立ての一つであると認識し、学期に1回以上実施する。
- ・記名、持ち帰り等に配慮する。

ク 児童、保護者、教職員の相談体制【第16条第2項・第3項】

- ・スクールカウンセラー、校内教育相談担当を中心とした校内の相談体制づくりを行う。

ケ いじめを受けた児童の権利、擁護の体制【第16条第4項】

- ・子どもの目線で、子どもにわかりやすく、安心して相談できる仕組みをつくる。
- ・子ども自身が「自分の人権」「他人の人権」を学び理解を深める。
- ・子どもが意見を表明し、子どもが参加できる場や機会の充実を図る。

(3) いじめへの対処に関する取組

コ いじめの通報等の義務について【第23条第1項】

- ・発見した教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会に直ちに報告し、情報を共有する。

サ いじめの事実の確認及び教育委員会への報告

【第23条第2項】

- ・いじめ防止対策委員会は速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実の有無の確認を行った後、教頭が教育委員会に報告するとともに被害児童・加害児童の保護者に連絡する。

シ いじめを受けた児童・行った児童の指導助言

【第23条第3項】

- ・いじめを受けた子ども又はその保護者に対して支援する。
- ・いじめを行った児童に対する指導又は保護者に対して助言する。
- ・保護者と情報を共有し、保護者の理解・協力を得る。

ス いじめ後、安心して教育が受けられる措置【第23条第4項】

- ・児童に対する親身な教育相談を充実させ、スクールカウンセラーの活用や養護教諭等との連携を図る。
- ・教育相談室を設け、児童が相談しやすい雰囲気になるよう工夫し、環境を整える。

セ いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者間の
情報を共有措置 **【第23条第5項】**

- ・ いじめの事実について正確に両者に伝わるようにし、誤解を生まないよう配慮する。
- ・ 当事者同士の話し合いの場を設定し、いじめた児童の謝罪・いじめられた児童への報復の防止等を行う。

ソ いじめが犯罪行為の場合について **【第23条第6項】**

- ・ いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、教育委員会と相談して、所轄警察署と対処する。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、教育委員会と相談して、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

2 富士見市立鶴瀬小学校いじめ防止対策委員会の設置

学校がいじめに関する問題への対処をより実効的に行うため、いじめの防止等の対策の中核的な役割を担う組織を設置する。

(いじめ防止対策推進法 第22条)

校内組織

(1) 構成員

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主任・関係職員・教育委員会指導主事・教育相談室(SSW)

(2) 活動内容

- ・ いじめ防止全体指導計画を策定する。
- ・ 児童理解に関する研修、指導援助に関する研修を実施する。
- ・ 各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。
- ・ いじめ防止対策委員会を中心とした校内の相談体制作りを行う。
- ・ 小中合同の研修を実施し、生徒指導・教育相談技量の向上を図る。

(3) 開催

- ・ 年間計画に位置づけ定期的に行うとともに、必要に応じて開催する。

第5 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

『生命、心身または財産に重大な被害』について

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 など
- (国のいじめの防止のための基本方針参酌)

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

『相当の期間学校を欠席』について

- ・ 不登校の定義に踏まえ年間30日を目安とする
 - ・ 30日に達していなくても一定期間、連続して欠席している場合
- (国のいじめの防止のための基本方針参酌)

『相当の期間学校を欠席』していない場合でも児童等や保護者から申立てがあった場合

(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

(いじめ防止対策推進法 第28条)

2 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の調査情報提供について【第28条第1項・第2項】

- ・教職員、児童及びその保護者等から事実関係や意見等に関する説明等を求める。
- ・関係団体に照会して必要な事項の文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等の提供を求める。

(2) 教育委員会への報告について【第30条第1項】

- ・個人情報の保護について適切な配慮及び措置を施した上で、速やかに、当該報告書を教育委員会に報告する。

第6 その他いじめの防止等のための重要事項

1 学校基本方針の見直し

学校は、学校基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか富士見市立鶴瀬小学校いじめ防止対策委員会において検証し、必要に応じて見直す。

(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

2 年間行事予定

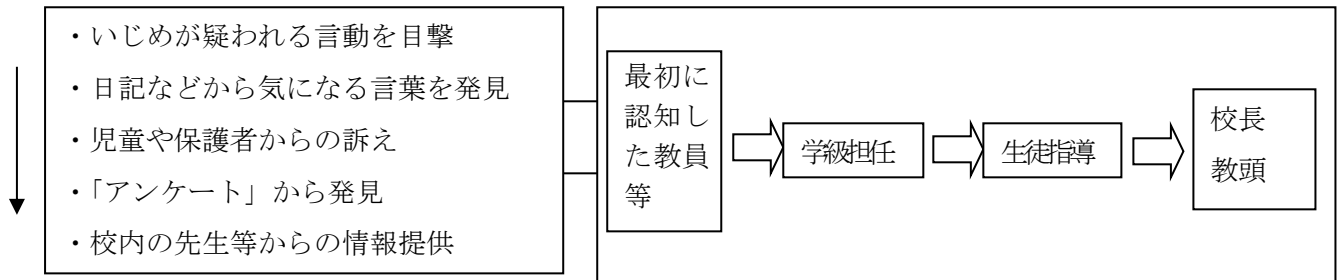
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4 月	○「学級経営」についての研修 ○いじめ防止基本方針についての検討 【いじめ対策委員会】 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に関する情報交換 【生徒指導・教育相談委員会】	○行事を通した人間関係づくり 【1年生を迎える会】	○いじめ対策についての説明・啓発【学級懇談会】
5 月	○第1回いじめアンケート調査 ○児童に関する情報交換と研修 【生徒指導・教育相談委員会】 【校内研修】	○全校遠足（縦割り班活動） ○行事を通した人間関係づくり 【運動会】 ○色別遊び（縦割り班活動） ○人権作文 ○人権標語（5年）	○いじめ対策についての説明・啓発【PTA総会】
6 月	○児童に関する情報交換 【生徒指導・教育相談委員会】	○色別遊び（縦割り班活動）	○保護者との情報交換 【個別面談】
7 月	○児童に関する情報交換 【生徒指導・教育相談委員会】	○色別遊び（縦割り班活動） ○行事を通した人間関係づくり 【林間学校】	○保護者との情報交換 【学級懇談会】
8 月	○いじめに関する生徒指導・教育相談・インターネットの研修【校内研修】		
9 月	○第2回いじめアンケート調査 ○児童に関する情報交換 【生徒指導・教育相談委員会】	○色別遊び（縦割り班活動） ○行事を通した人間関係づくり 【鶴小まつり】	○保護者との情報交換 【教育相談デー】
10月	○児童に関する情報交換 【生徒指導・教育相談委員会】 ○いじめのない鶴瀬小作りの日 【全学級授業】	○色別遊び（縦割り班活動） ○いじめのない鶴瀬小作りの日 ○行事を通した人間関係づくり 【修学旅行】	
11月	○児童に関する情報交換 【生徒指導・教育相談委員会】	○色別遊び（縦割り班活動） ○行事を通した人間関係づくり 【校内音楽会】	○保護者との情報交換 【個別面談】 ○保護者による学校評価の実施
12月	○学校評価の実施 ○児童に関する情報交換 【生徒指導・教育相談委員会】	○色別遊び（縦割り班活動）	
1 月	○第3回いじめアンケート調査 ○児童に関する情報交換 【生徒指導・教育相談委員会】	○色別遊び（縦割り班活動）	○授業の公開 【学校公開】
2 月	○児童に関する情報交換と研修 【生徒指導・教育相談委員会】 【校内研修】	○色別遊び（縦割り班活動）	○学校評価の公表 ○保護者との情報交換 【学級懇談会】
3 月	○「学校いじめ防止基本方針」の評価 ○今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討 【いじめ対策委員会】 ○児童に関する情報交換 【生徒指導・教育相談委員会】	○色別遊び（縦割り班活動） ○行事を通した人間関係づくり 【6年生を送る会】	

いじめを認知した場合の対応

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(1) 発見から組織的対応の展開

1. いじめの情報のキャッチ



2. 対応チームの編成

= 【いじめ防止対策委員会】の立ち上げ

校長・教頭・(主幹教諭)教務主任・生徒指導主任・関係職員●教育委員会指導主事●教育相談室

●は校内からの報告を受け、必要な事案に対応にあたる

3. 対応方針の決定・役割分担

- (1) 情報の整理
- (2) 対応方針
 - ・緊急度の確認、「自殺」「暴行」等の危険度の確認
- (3) 役割分担
 - ・被害者、加害者、周辺児童からの事情聴取と支援・指導担当
 - ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

4. 事実の究明と支援・指導

- ・いじめの状況、いじめのきっかけ
- ・事実に基づく聴取は、被害者→周囲にいるもの→加害者の順に行う。
- ・複数の教員で確認しながら聴取を進め、情報提供者についての秘密を厳守する。
- ・いじめ加害者が、被害者や通報者に圧力をかけることを防ぐ。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。

5. いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

(1) いじめ被害者への対応

※心のケア（スクールカウンセラーや教育相談室の活用）や安心して学校に通学できるようにするための対応

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になります。
- 担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応します。
- 学校は、いじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝えます。
- 児童のよさやすぐれているところを認め、励まします。
- いじめている側の児童との今後の関係などを具体的に指導します。
- 日記ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努めます。
- 自己肯定感を回復できるよう友人との関係づくりや活躍の場等の支援を行います。

(2) いじめ加害者への指導・対応《複数の教員での対応・記録の保存》

※被害者を恐れている場合も想定して

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導します。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させます。
- 対応する教師は、中立の立場で事実確認を行います。
- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせます。
- いじめは、決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許しません。
- 日記ノートや面談を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していきます。
- 授業や学級活動等を通して、よさを認めプラスの行動に向かわせていきます。
- いじめを行った子どもに対する成長支援の観点から、いじめを行った子どもが抱える問題を解決するための支援に努めます。

(3) 観衆、傍観者への指導・対応

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示します。
- いじめの事実を告げることは、告げ口やチクリなどというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝えます。
- 周囲ではやし立てたものや傍観していたものも、関係者として事実を受け止めさせます。
- これから、どのように行動したらよいかを考えさせます。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせます。
- いじめを許さない集団作りに向けた話し合いを深めます。

(2) 保護者との連携

① いじめ被害者の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝えます。
- ・学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示します。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに保護者から子どもの様子等について情報提供を受けます。

②いじめ加害者の保護者との連携

- ・ 事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭訪問をし、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をするとともに、相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらいます。
- ・ 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求めます。
- ・ 学校は、事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝えます。
- ・ いじめを行った子どもに対する成長支援の観点から、いじめを行った子どもが抱える問題を解決するための支援に努めます。

(3) 地域との連携

- ・ PTA や学校応援団、地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営支援者協議会を活用したりするなど、いじめの問題について家庭・地域と連携した対策を推進します。
- ・ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校と家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を構築します。

(4) 関係機関との連携

①警察への通報など関係機関との連携

- ・ 学校や教育委員会において、教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を超えることが困難な場合には、警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関等との適切な連携体制を構築して対処します。

- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

いじめの相談・通報窓口

いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

(1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口

① 教頭、養護教諭、教務主任、生徒指導主任

電話 049-251-0149

または、富士見市 HP にあるお問合せフォーム

(2) 学校以外でのいじめの相談・通報窓口

① 富士見市教育相談室

電話 049-257-5310

または、富士見市 HP にあるお問合せフォーム